○八戸市附属機関設置条例（抄）（平成25年八戸市条例第６号）

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関の設置については、法律若しくこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第２条　市の執行機関に附属機関を別表のとおり設置する。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）（抄）

１　市長の附属機関

名称	担任する事務
八戸市市政評価委員会	市長マニフェストの達成状況の評価に関すること。

○八戸市市政評価委員会規則（平成25年八戸市規則第10号）

（趣旨）

第１条　この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第６号）第３条の規定に基づき、八戸市市政評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　委員会は、市長マニフェストの達成状況に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して評価書を提出するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、市長が行う。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

第６条　委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。